

## 報告第 1 号

### 平成 27 年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条の規定により繰り越しされた平成 27 年度木古内町一般会計歳出予算について、同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成 28 年 6 月 14 日 提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

平成27年度 繰越明許費繰越計算書

会社名 一般会社  
(単位:円)

款	項	目	節	事業名	予算額 (1)	支出(相対)為額 (支出額/予定額) (2)	残額 (1)-(2)	左の財源内訳				要年度繰越額	既取入特定財源		未取入特定財源		一般財源
								国・道・支出金	地方債	その他	国・道・支出金		地方債	その他	国・道・支出金	地方債	
2. 総務費	1. 総務管理費	1. 一般管理費	13. 委託料	情報セキュリティ対策整備事業	67,800,000	0	67,800,000								62,300,000		150,000
6. 農林水産業費	1. 農業費	4. 農業振興費	19. 負担金補助及び交付金	農業競争力強化基盤整備事業	3,375,000	0	3,375,000								1,000,000		80,000
7. 商工費	1. 商工費	3. 観光推進費	9. 旅費	インバウンド誘客促進事業	500,000	0	500,000										500,000
			12. 役務費		1,000,000	0	1,000,000										1,000,000
			13. 委託料		4,000,000	0	4,000,000										4,000,000
			14. 使用料及び賃借料		500,000	0	500,000										500,000
				合計	77,175,000	0	77,175,000	0	0	0	0	0	0	0	63,300,000	2,295,000	6,230,000

報告第 2 号

平成 27 年度木古内町一般会計歳出予算の継続費繰越計算書について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条の規定により繰り越しされた平成 27 年度木古内町一般会計歳出予算について、同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成 28 年 6 月 14 日 提出  
木古内町長 大森 伊佐緒



報告第 3 号

平成 27 年度木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成 28 年 6 月 14 日 提出  
木古内町長 大森 伊佐緒